報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年 11 月 12 日

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集

総務省は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案をとりまとめました。

つきましては、この案について、令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 12 月 14 日（月）までの間、意見を募集します。

１　背景

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところであり、今般、手数料の標準額を見直し、改正を行うとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第５号）について、改正を行うものです。

２　意見募集の対象及び意見公募要領

意見募集対象：別紙１「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案（概要）」

詳細については、別紙２の意見公募要領をご覧ください。

３　意見募集の期限

令和８年 12 月 14 日（月）

４　今後の予定

総務省では、皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布を行う予定です。

５　資料の入手方法

関係資料については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）の「報道発表」欄に、本日を目途に掲載するほか、電子政府の総合窓口［ｅ－Gov］（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

（連絡先）総務省自治財政局調整課
担当：鏡味、高橋、加藤
電話：０３－５２５３－５６１９（直通）
FAX　：０３－５２５３－５６２０